

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は農家のための魅力ある制度です。

《農業者年金加入資格要件は3つだけ》

1. 年間農業従事日数60日以上
2. 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
3. 20歳以上60歳未満



《農業者年金の特徴》

1. 確定拠出型年金

農業者年金は積立方式の確定拠出型年金です。加入者・受給者に影響されない長期的に安定した制度です。

2. 全額社会保険料控除

納めた保険料は全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

3. 終身年金

年金は生涯受給できます。万が一、80歳前に亡くなった場合でも、80歳到達月までに受け取れるはずだった年金額の現在価値相当額をご遺族に支給されます。

4. 保険料は月額2万円から6万7千円まで

保険料は経営状況や老後の生活設計に合わせて、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

5. 担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしているなどの一定の要件を満たす農業の担い手には、保険料の国庫補助があります。

詳しくは農業委員会へお問合せください。

平成30年産からの米政策について

米の需要量は、食生活の多様化や少子高齢化などにより年々減少し、国の需給見通しでは、引き続き全国で毎年8万トン（全国平均単収（531kg）換算で約15,000haに相当）の需要が縮小するとされています。

米の需要を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐためには、引き続き全国の生産者が連携して、主食用米の需要に見合った生産を進めることが重要です。

このため、立科町においては、立科町農業再生協議会が主体となり、平成30年産以降も引き続き、水田活用の直接支払交付金等を活用し、需要に応じた米生産（いわゆる「生産調整」）に取り組むこととしています。

●国から示される生産数量目標（主食用米の生産量の目安）は廃止されますが、長野県農業再生協議会から提示される主食用米の生産数量目安値等を踏まえ、生産者に「目安値」を提示し、需要に応じた米生産に取り組めます。

●米の直接支払交付金（生産数量目標に従って米を生産した者に対して7,500円/10a）は廃止されますが、転作作物の生産に対する助成（水田活用の直接支払交付金）は継続されます。

平成30年産以降も需要に応じた米生産と水田転作により、販売農家の所得向上と地域農業・農地維持のために、生産者皆さまのご理解とご協力をお願いします。